

匝瑳市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年5月
匝瑳市長
匝瑳市病院事業管理者
匝瑳市代表監査委員
匝瑳市農業委員会
匝瑳市議会議長
匝瑳市教育委員会

匝瑳市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、匝瑳市長、匝瑳市病院事業管理者、匝瑳市代表監査委員、匝瑳市農業委員会、匝瑳市議会議長、匝瑳市教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、匝瑳市長、匝瑳市病院事業管理者、匝瑳市代表監査委員、匝瑳市農業委員会、匝瑳市議会議長、匝瑳市教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、匝瑳市長、匝瑳市病院事業管理者、匝瑳市代表監査委員、匝瑳市農業委員会、匝瑳市議会議長、匝瑳市教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

（1）女性職員の登用

平成32年度までに、病院事業以外の一般行政職において課長職にある職員に占める女性割合を、平成27年度の実績（0%）より10ポイント以上引き上げ、10%以上にする。

また、平成32年度までに、病院事業以外の一般行政職において主査職以上の女性職員の

割合を、平成27年度の実績(10%)より10ポイント以上引き上げ、20%以上にする。

(2) 家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の平均取得日数を3日以上にする。

また、平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の子育て休暇の平均取得日数を1日以上にする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

2. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、匝瑳市長、匝瑳市病院事業管理者、匝瑳市代表監査委員、匝瑳市農業委員会、匝瑳市議會議長、匝瑳市教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 女性職員の登用

平成28年度より、主査・副主幹・課長の各段階への昇格に見合う人材の確保を念頭に置いた人材育成を行う。

(2) 家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

平成28年度中に、各種両立支援制度に関する情報をまとめ、電子掲示板で常時閲覧できる状態にする。

(以上)